

鎌倉市風致保全方針

平成 28 年 12 月 6 日告示第 262 号

鎌倉市風致地区条例（平成 25 年鎌倉市条例第 22 号）第 3 条第 1 項の規定により、鎌倉風致地区について、次のとおり風致保全方針を定める。

1 鎌倉風致地区内の風致の維持に関する基本事項

(1) 風致地区の概念

風致地区は、都市の風致を維持するために定める地区であり、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。

(2) 鎌倉風致地区の指定理由（昭和 13 年内務省告示）

鎌倉都市計画区域内に於いては史都鎌倉町を中心として背後に連なる台地大平山、六国見山を始め諸山丘陵地常に松林鬱蒼とし山麓には鶴岡八幡宮、鎌倉宮、建長寺、円覚寺を始め長谷観音、大佛、法華堂跡等歴史上又は宗教上の史跡名勝の多くを包含し又南海の片瀬の海浜、七里ヶ浜は長汀曲浦にして史跡地稲村ヶ崎、江ノ島の翠巒等は秀峰富士の雲影と相俟って風光の美に富み湘南地方の代表的海水浴場たり、如斯神社寺院に丘墳残碑に郷土鎌倉に又緑地に海浜に観光遊覧地として著名になり、故に之を風致地区に指定して以て之が風致景勝の保全を期すると共に史都鎌倉及関係郷土の維持保存上遺憾なきを期せむとするものなり。

2 風致の維持のための施策に関する基本事項

(1) 風致の維持のための施策の基本方針

鎌倉風致地区は、古都鎌倉市街地の背後に連なる丘陵地や風光の美に富んだ海浜部等の自然、国民的遺産である古都鎌倉の史跡等と自然的環境が一体をなす歴史的風土や緑豊かなまち並みが結びついていることが特色となっており、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画、都市計画法に基づく鎌倉市都市マスタープラン、都市緑地法に基づく鎌倉市緑の基本計画、景観法に基づく鎌倉市景観計画と整合を図りつつ、行為の規制により、風致の維持・創出することを施策の基本方針とする。

(2) 行為の規制に関する事項

鎌倉風致地区内の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と次に示す行為の種類及び規模を勘案のうえ、風致の維持に支障を及ぼすおそれのある行為を段階的に規制することにより、風致の維持・創出を図っていく。

- ア 建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転
- イ 建築物等の色彩の変更
- ウ 宅地の造成等
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 木竹の伐採
- カ 土石の類の採取
- キ 屋外における物件の堆積